

令和 2 年度

すみれ野自治会第 1 回総会

すみれ野自治会

第1回すみれ野自治会総会次第

1. 開会の辞
2. 会長招集挨拶
3. 新組長及び新班長紹介
4. 議長選出

議 事

- | | |
|-------|-----------------------|
| 報第1号 | 令和元年度補正予算の専決処分の報告について |
| 議第1号 | 規約の一部改正について |
| 議第2号 | 令和2年度活動方針について |
| 議第3号 | 令和2年度一般会計予算について |
| 報第2号 | 令和元年度事業活動報告について |
| 認第1号 | 令和元年度一般会計決算の認定について |
| 議第4号 | 任期満了に伴う役員改選について |
| そ の 他 | |

報 第 1 号

令和元年度補正予算の専決処分の報告について

別 紙

令和 2 年 6 月 2 8 日 提 出

すみれ野自治会長 辻 本 瑞 吏

令和元年度すみれ野自治会一般会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（収入・支出予算の補正）

1. 総務費を130千円、社会活動費を300千円減額し、社会施設費を160千円

増額するもので、収入では雑収入で270千円を減額補正するもので、収入支出総

額は、4,230千円とするものである。

令和2年3月31日 専決

すみれ野自治会長 辻本瑞吏

収入の部

単位 千円

科目	当初予算額	補正額	補正後の予算額	科目明細
3. 雑収入	450	▲ 270	180	入会協力金 ▲ 120 開発協力金 ▲ 150
収入合計	4,500	▲ 270	4,230	

支出の部

科目	当初予算額	補正額	補正後の予算額	科目明細
1. 総務費	530	▲ 130	400	遺品購入費 ▲ 80,000 会議費 ▲ 50,000
2. 社会施設費	1,280	160	1,440	防犯灯工事代 160,000
4. 社会福祉活動費	430	▲ 300	130	社会運動系初事業 ▲ 300,000
合計	4,500	▲ 270	4,230	

議 第 1 号

すみれ野自治会規約の一部改正について

別 紙

令和 2 年 6 月 2 8 日 提 出

すみれ野自治会長 辻 本 瑞 吏

議第1号による「すみれ野自治会」規約の一部改正について

規約第2条中「すみれ野自治会」の後に「(以下「本会」という)」を追加し、2項中、「すみれ野自治会」を「本会」に、又第3条中第1項「地区自治会」を、「本会」に、第2項中「地区自治会」は、「本会」に、第5条中「すみれ野自治会(以下「本会」という)」は、単に「本会」改め以下の条文に続くものとする。

次に、総会の決議事項について、第7条4号中「副会長及び会計の承認」を「副会長・会計及び事務局長の承認」に改める。

次に、組・班編制について、第10条2項但し書きは、削除する。

次に、役員の数について、*3号中「会計(事務局長兼務)」を、事務局長兼務を解きとし、新たに4号として、「事務局長 1名」を追加し、以下「4号」を「5号」に「5号」を「6号」に繰り下がるものとする。

次に、第15条中 会計の仕事について、2項中「及び事務」を削除し、「会計は、本会の会計経理業務を総轄する。」に改める。

次に第16条を新設し、

「第16条 事務局長は、正会員の中から自治会長が指名し、総会の承認を得るものとする。」

2 「事務局長は、本会の事務を総轄する。」を新たに追加する。

以下各条文を1条ずつ繰り下がるものとする。

次に第17条中「副会長及び会計は、」を「副会長・会計及び事務局長は、」に改め、以下に続くものとする。

次に、役員の任期について、第20条中「会計」の後に「事務局長」を追加し、その後の再任は、「自治会長、副会長、会計、監事については、2期4年を限度とし、組長については4期4年を超えて出来ないものとする」を「妨げない。」に、改める。

次に、財源について、第21条4項中、「農地転用申請者、又は、当該転用取得者から」を、削除する。

次に、出納事務手続きについて、第22条中 「地区」を「本会」に改め 又 「事務局長」を「会計」に改め、以下に続くものとする。

次に、予算及び決算について、第24条中 「地区」を「本会」に改める。

次に、財政支出の制限について、第27条中 「地区」を「本会」に改める。

次に、入会協力金・開発協力金取り扱い要綱の3番目 入会協力金・開発協力金納入者について、「建築主」の後に「入居者」を追加する。

附 則

この規約は、令和 2年 6月28日から施行する。